

議案第101号

北本市立こども図書館設置及び管理条例の制定について

北本市立こども図書館設置及び管理条例を次のように制定する。

平成25年11月28日 提出

北本市長 石津賢治

北本市立こども図書館設置及び管理条例

(設置)

第1条 乳幼児及び児童の教養の向上に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、北本市立こども図書館（以下「こども図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 こども図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北本市立こども図書館	北本市本町1丁目111番地

(指定管理者による管理)

第3条 こども図書館の管理は、法人その他の団体であつて、北本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書、記録その他必要な資料の収集、整理、保存及び利用に関する業務

- (2) 読書会、研究会等の主催、共催及び奨励に関する業務
- (3) 他の図書館、学校その他関係機関との連携及び協力に関する業務
- (4) こども図書館の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）
の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、こども図書館の運営に関する事務のうち、教育委員会のみ
の権限に属する事務を除く業務
(指定管理者の募集)

第5条 教育委員会は、指定管理者にこども図書館の管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) こども図書館の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) こども図書館の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書によりこども図書館の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) こども図書館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適切な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) こども図書館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) こども図書館の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるこども図書館の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、こども図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(休館日)

第11条 こども図書館の休館日は、12月31日から翌年の1月2日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、こども図書館の管理上必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用時間)

第12条 こども図書館の施設等を利用することができる時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(個人情報)の適正管理)

第13条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第14条 指定管理者は、こども図書館の利用者の遵守事項を定め、こども図書館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適当な指示をすることができる。

(原状回復)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しななければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 指定管理者又はこども図書館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、こども図書館の施設若しくは設備を損傷し、又は資料若しくは備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第17条 教育委員会は、こども図書館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第18条 こども図書館の利用者は、こども図書館内において物品の販売及び宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為をしてはならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、こども図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、第4条から第7条までの規定の例により行うことができる。

(北本市立図書館設置条例の一部改正)

- 3 北本市立図書館設置条例(昭和49年条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市立中央図書館設置条例

第1条中「北本市に図書館」を「北本市立中央図書館」に改める。

(北本市文化センター設置条例の一部改正)

- 4 北本市文化センター設置条例(昭和58年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「北本市立図書館設置条例」を「北本市立中央図書館設置条例」に、「鑑^{かんが}み」を「鑑み」に改める。

議案第101号参考資料

北本市立図書館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市立こども図書館設置及び管理条例附則第3項関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>北本市立図書館設置条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第1条の目的を達成するため、同法第10条の規定に基づき、<u>北本市に図書館</u>（以下「図書館」という。）を設置する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>北本市立中央図書館設置条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第1条の目的を達成するため、同法第10条の規定に基づき、<u>北本市立中央図書館</u>（以下「図書館」という。）を設置する。</p>

北本市文化センター設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（北本市立こども図書館設置及び管理条例附則第4項関係）

（下線は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（目的及び名称）</p> <p>第1条 北本市公民館設置及び管理条例（昭和58年条例第17号）に基づく北本市中央公民館及び<u>北本市立図書館設置条例</u>（昭和49年条例第23号）に基づく北本市立中央図書館が複合施設（以下「施設」という。）であることに鑑み、施設を総称して北本市文化センター（以下「文化センター」という。）という。</p>	<p>（目的及び名称）</p> <p>第1条 北本市公民館設置及び管理条例（昭和58年条例第17号）に基づく北本市中央公民館及び<u>北本市立中央図書館設置条例</u>（昭和49年条例第23号）に基づく北本市立中央図書館が複合施設（以下「施設」という。）であることに鑑み、施設を総称して北本市文化センター（以下「文化センター」という。）という。</p>

議案第101号参考資料

北本市立こども図書館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市立こども図書館設置及び管理条例（平成25年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条に規定する申請書は、北本市立こども図書館指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第2号に規定する書類は、指定管理者の指定を受けようとするものが法人の場合にあっては、次に掲げるものとする。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 教育委員会が指定する事業年度における事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

3 条例第6条第2号に規定する書類は、指定管理者の指定を受けようとするものが法人でない場合にあっては、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の設立を定めた規約その他これに類する書類
- (2) 教育委員会が指定する事業年度における事業報告書及び収支計算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者の指定の通知)

第3条 教育委員会は、条例第7条の規定による指定管理者の指定をしたときは、北本市立こども図書館指定管理者指定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

(事業報告書の記載事項)

第4条 条例第8条第3号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該年度のこども図書館の利用に関するアンケートの集計結果
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
(利用者の範囲)

第5条 こども図書館の利用者で、資料の貸出しを受けることができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内並びに鴻巣市及び桶川市に居住し、又は市内に通勤し、若しくは通学する者
- (2) 市内に住所を有する法人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたもの
(利用申込)

第6条 前条に掲げるものが資料の貸出しを受けようとするときは、あらかじめ指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、こども図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

北本市立こども図書館指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）北本市教育委員会
教育長

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

⑩

北本市立こども図書館の指定管理者の指定を受けたいので、北本市立こども図書館設置及び管理条例第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

備考 代表者氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

様式第2号（第3条関係）

北本市立こども図書館指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市教育委員会
教育長

印

年 月 日付けで申請のありました北本市立こども図書館の指定管理者について、北本市立こども図書館設置及び管理条例第7条の規定により指定する。

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで